

公 告 第734号

2024年 2月22日

パイロット健康保険組合

理事長 白川 正和



## 任意継続被保険者標準報酬月額のご案内

健康保険法第47条の規定による被保険者(任意継続被保険者)に適用する2024年4月1日から2025年3月31日までの間における平均標準報酬月額は下記の通りにつき公告します。

### 記

平均標準報酬月額 380,000円

(2023年9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均額は、372,052円でした。)

以 上